

## 平成 29 年度第 2 回伊賀市障がい者地域自立支援協議会議事概要

日時 平成 30 年 2 月 13 日（火）

午後 2 時 00 分～午後 3 時 30 分

場所 ゆめぼりすセンター 2 階 東会議室

出席委員：北野誠一・平井俊圭・山本志賀子・藤島恒久・矢野真砂子・松永二三代・奥西利江・谷直也・松原史佳・中野暢介・小倉由守・和田文子・中浦基之・小西克明・上田一善・大田棟弘・大西朝美

欠席委員：滝井昇・渡辺宏泰

事務局：健康福祉部長（稲森洋幸）、健康福祉部次長（田中満）、障がい福祉課（中井芳子・福岡香穂・坂森荘平・谷口真紀）障がい者相談支援センター（市川光智・宮川麻子）

傍聴人：1 人

### はじめに

（事務局）

・この伊賀市障がい者地域自立支援協議会では、平成 26 年に策定しました「第 3 次伊賀市障がい者福祉計画」並びに「第 4 期伊賀市障がい福祉計画」の進捗状況の確認及び評価を行い、また、平成 30 年度からの「第 5 期伊賀市障がい福祉計画」の策定について、皆様にご協議いただきたいと思います。

・本年度より三重県スーパーバイザーである名張育成会 森徹雄様に本会議へのご助言等をいただくためご出席いただいております。

・この会議は、伊賀市情報公開条例第 24 条に基づき会議の公開を行います。また、審議会等会議の公開に関する要綱第 8 条に基づく議事概要作成のため録音をさせていただくことをご了承ください。

・なお、本日の会議ですが、伊賀市障がい者地域自立支援協議会条例第 6 条の規定に基づき、委員の半数（19 人中 17 人）のご出席をいただいておりますので、会議が成立しています。

・配布資料の確認

それでは、ここからの進行は、伊賀市障がい者地域自立支援協議会条例第 6 条に基づき会長である北野様にお願いしたいと思います。北野様、よろしく申し上げます。

（会長）

皆さんこんにちは。今日は、15 時 30 分には終了し、その後、障害者差別解消支援専門部会をさせていただきたいと思っています。今日は、2 つ案件があります。

1 つは、自立支援協議会の 1 年間の定例会議及び各専門部会からの報告、その後、第 5 期障がい福祉計画（案）と第 3 次の進捗状況があります。

最初の方ですが、各専門部会の説明と定例会議からの報告は、計画策定に関わりがあり

ます。

それでは、先ず、定例会議及び各専門部会からの報告を事務局よろしくお願いします。

#### 事項

##### 1 自立支援協議会定例会議及び各専門部会からの報告について (事務局)

◎平成 29 年度伊賀市障がい者地域自立支援協議会体制図説明 …【資料 1】

◎平成 29 年度自立支援協議会各専門部会事業報告について説明 …【資料 2・参考資料】

(会長)

時間もありませんが、例えば部会のいくつかの所が今回の計画で国の言っている重点目標と重なっているのので、障がい福祉計画策定についてを併せて提案いただいて一括で質問等をいただきましょう。

#### 事項

##### 2 第 5 期障がい福祉計画（案）について (事務局)

◎第 5 期伊賀市障がい福祉計画（案）の策定について …【資料 3】

◎【国の成果目標に対する計画概要】 …【資料 4】

◎第 5 期伊賀市障がい福祉計画（案） …【資料 5】

計画策定に当たっては、定例会議や各専門部会、障害者福祉連盟、障害者相談員連絡会でご意見をいただいたり、また、先程ありましたが、名張市とも関係がありますので名張市とも協議し、三重県ともヒアリングを行ってきました。

(会長)

はい。ありがとうございました。

今、協議事項の 1 と 2 を一括して説明していただきました。多くの部分が重なっていますので、どちらの方の質問でも結構ですし、全体的な質問でも結構ですので各委員どうぞ。

(委員)

資料 4 の①について、暮らし部会に参加させていただいています。相談部会にも付き添わせていただいたことがあります。伊賀市障がい福祉計画の目標未達成と言うことで、本人の意思決定支援、社会資源、家族者理解が不足していることが課題とあるが、1 年間の部会活動で実感したのは、先ず、地域移行はアパート若しくはグループホームがあげられるが、グループホームの空き情報や利用料といった情報が開示されていないことに問題があります。入所施設の方については全く分からない。もう 1 つあるのが、同じ法人で入所施設とグループホームを持っている事業所は情報は分かると思いますが、そこも意思決定権者がそれぞれ違うと思うので中々スムーズにいかない。それぞれの思惑や利害が関係して中々上手くいかないところがある。

それで、暮らし部会や部会全体で言える事ですが、行政の方も対応していただけると思

うが、民間の方も構成メンバーがその法人の決定権のある人若しくはそれに準ずる者が参加しないと、その議論が社会資源や家族理解が不足しているだけではないと思うので、実際にPDCAサイクルにも乗せることができないと思います。

(会長)

非常にリアリティのあるご意見でした。どの市町村の計画でも一番出てくるのは、地域移行で精神の場合には、暮らしの場、住まいの場の保証がなければ綺麗事で終わってしまうということです。この暮らしの場、住まいの場について、1つはグループホーム、それ以外に一般住宅です。各市町村が暮らしの場については、居住支援協議会を作ったり色んなところで熱心に協議されているが、実際にはほとんど動いていなくてリアリティがない。一方で計画の中でグループホームは、今回も3年で何箇所か増やすとされているが、実際にするのは法人ですから法人のトップが入っていなければ数値が上がっていてもリアリティがないということになりますよね。委員のおっしゃるとおりそう言うことを具体的に、これだけニーズがあるのでもう少し詰めなければいけないですね。これは、市の方はどのように考えますか。

(事務局)

部会の構成員を決めていただく際には、事業所の方に決めていただいているのですが、その中に委員が言われたような人に入っていただくのか考えていく必要もあるかと思えます。

(会長)

どういう形で部会を展開するのがいいか、どこでも悩んでいる状況ですね。もし、そういう形で決定権のある方々が部会に来られたら、逆にその方々は今の状況で苦しいので、こういうことをお願いしたいというような意見もまた出ることも考えられますね。すると市の方もそれに向けてPDCAサイクルを回す時に、市は基盤整理とし何処までするのか、法人は何処までするのか。或いは、各希望されている方が何処まで準備するのかなど、色々リアリティある議論が出ると思う。どこの市町村も大変で、特に精神の方は国がかなり力を入れていきますからお金もついてきますが、身体、知的の方はそれほど国の方も力が入っていませんし、お金もつきませんからかなり力を入れてやるためには戦略的にやっていく必要があるというふうに思います。

ありがとうございました。貴重な意見ですので是非、PDCAサイクルを上手く回していただきたいなと思っています。後の委員の方はいかがでしょうか。

(委員)

生活介護が不足しているというのは具体的にどのくらい足りないのか。

(事務局)

第5期の計画の目標値を定める時に、10月1日現在で利用者数を調べたところ、10月1日現在の伊賀市の事業所数が8、定員数100名で利用実態として1月当たり平均利用人数

が194名でかなり足りない状況があります。名張市が定員158名で青山地域の方が名張市を利用していただいているかと思えます。ただ、生活介護事業所で定員を満たしていない事業所もありますので、その辺の実態把握ができていないところもあります。希望する入浴サービスがなかったり、医療的ケアが必要であったりということがあり、生活介護を利用したいけれども利用できない実態があります。今、つばさ学園から卒業される保護者は、早くから就活のような形で、生活介護事業所に卒業前から訪問していただいで利用に繋がって行こうとされている状況や、生活介護がないので生活介護利用対象ではあるけれども、就労系サービスへ行っていただいでいると言う実態もあります。

(会長)

それについて、1つ提案なんですけれども、介護保険制度の中で共生型サービスというものが設けられていると思えますが、相乗り、難しいですがこういう風な方法がないかどうかを考えてみてはどうですか。何か工夫をしないといけない。

(事務局)

定例会議でも、介護保険事業所が使えないかという話もさせていただく中で、なかなか介護保険サービス事業所が障がいに対する意識も低い中で、受け入れに参入していただくというのはまだまだ難しい現状です。老人の方も利用者が、障がい者を受け入れるというのもまだまだ難しいと感じています。

(委員)

相談部会に1回行かせていただいたんですが、これも同じなのですが意思決定権者がいない中で、正直集まって課題が上がってきました、でもそこで止まってしまいう止まらざるを得ない。結局、事業所のトップでないので決めれないんです。

例えば、うちであれば入浴支援がないんですが、入浴支援を予算を取ってやっていこうかと考えています。そういったように相談部会で決定権者が参加できないのはいいが、相談支援員が参加してそれを各事業所の方にきっちりと流すということですね。それが止まってしまうと事業計画にも反映できないし予算も取れないし、来年度に向けてであれば31年度でやりましょうという形で民間として協力して一緒やっていけると思う。その辺が浸透してないと思います。

(会長)

これは、委員がおっしゃったように共生型サービスができたが、一方でこの仕組みが上手くいくかですね。介護保険は障がいのサービスをやるのはまだまだハードルが高いですよ。

もう1つは、本当に大事なことですが、障がいの方の生活介護で入浴サービスというのは、実際やるのは本当に困難で入浴サービスをするとそれに職員が手を取られてそれ以外の活動が出来なくなってしまう。それだけの人員配置はないですから、障がいの生活介護事業で、入浴サービスというのをお願いするのは非常にこくな面がある。そうすると介護保険の事業所は、特浴を持っているし入浴支援のプロでもある。その施設へ行って週3回

日中活動、生活介護をするというのが一番リアリティがある。それが実現するための施策を国が打つべきである。国が介護保険に強すぎる。介護保険は財政力があるけれど、障がいはいなかなか介護保険の事業が出来ないとか今の政策は国の目標なのではないか。

実際、熱意のある事業所が入浴サービスをしていただくというのは有り難い。それには若干のサポートを市がしないとなかなか単独でするだけでは、事業所にも負担が大きいという面もあります。その辺のことも考えれば、実施する事業所も出てくるかもしれないですね。移動支援もどう担保するかなど、今の実定員と実利用人数があってくると思う。合わない理由は、今言ったようにニーズにあったものが出来ていないという事ですからその辺はちょっと何かやっぱり工夫していただかないといけませんね。他にありませんか。

(委員)

伊賀圏域内なり伊賀市で色々な事業を整備する時には、伊賀市にどういう民間への整備の助成とか助けをいただけるかを具体的にお示しいただいたら民間の社会福祉法人としては事業の創設、拡充はやっていきやすい。理事会にも諮りやすいというふうに思います。民間が動くのを待っていただくのではなく、民間を動かすような市の施策を考えていただきたいなと思っています。

もう一つは、一般就労への移行ですが、先程もお話いただいていたみたいに30年4月から法定雇用率が2.2%になって、その後は順次2.3%としています。この29年度あたりから、各企業から30年6月に向けて就職を希望する方の雇用を受け入れたいというご相談が沢山来ています。沢山雇用したいという話がある中で、出来ましたら就労支援部会の中で支援であったり、新たに定着支援が出来ますので、伊賀市・名張市で企業のニーズを聴き、ハローワークと協力させていただきながら上手く移行して定着していけるようにしたい。そういう窓口機能のようなものを作らせていただけたら、少し企業のご要望にも答えられるし、障がいのある人達の仕事のマッチングも上手く出来るのではないかと考えています。具体的に10人ぐらい、今も企業から障がい者枠で雇用したいという話をいただいています。少し付け加えさせていただくと企業は、ハローワークを通して雇用するんだけど中々定着しない。何故かという、どんな風に支援したらいいのか分からない状況で結果的には現場が受け止められず、本人もはじき出されるような形で失敗するというようなケースが大変多いので支援をしていただけると人付きで雇用をしたい。という風に言われています。

もう一つですが、4月からの報酬改定で相談支援について一応、平均1人35件、1ヶ月40件を超えると40件以上のものは減算されるという中で、伊賀市で特定相談の人数とそのバランスというのはい上手く合っているのか。もし特定相談が上手く出来ない場合に、次の手としてどんな風にお考えいただいているのか。セルフプランも入ってくるのか。そこから辺もどうなってくるのかと思っています。それが質問1つです。

(会長)

今、いくつか大事なことを言われた。1つは定着支援。就労定着支援が入るけれど定着が非常に悪いと、悪い理由は今言われたようにきっちりあるから一般企業と福祉のガイドを繋いでマッチングしてニーズにあった方をサポートするような仕組みが十分でないから

ではないかと思えます。そこをどうするかというのは大きな問題である。一般企業の法定雇用率が2.2%に上がるから、特に精神や発達の人、知的も含めてこれまでの身体を中心ではなく幅広いところで思っているのだけど、その人達を受け入れて実際に支援をどうできるのかということに非常に不安を持っている。しかも、最低賃金も上がったから、働いてもらはないと、仕事は出来ないでは困るということですね。非常に不安を持ちながら民間企業はこれからどうしていくかということを考えていると思えます。

ここで伊賀市として戦略的に、どういう戦略でこれをマッチングするか定着のシフトを作っていくか。雇用を継続的にやっていく仕組みをどうするかということについて、就労支援部会や市がどんな風に展開していくのか。

それから、もう1つの相談は単価が下がる。単価を下げるということは、最大の理由は介護保険と横並びで、その代わりに毎月モニタリングをする。毎月モニタリングをして、毎月モニタリング料が入るからそれで計算して35人で毎月モニタリングしていればそれなりの単価があるというけれどいくつか問題がある。

障がいの場合、もともと毎月相談を聞いていても書類などの関係でモニタリングとせずにやっているところがあり、これを毎月モニタリングとして細かい書類を出していると、今やっている50、60件は出来ない。その50、60件を35から40件までに押さえようと思うと、これまでやってきた20件のケースをどうするのか。この人達は見捨てられてしまうのか。要するに、減算されたら当然法人は出来ないからこの20件はやらないということになるので、今されている方々をどうするのかという問題。それからセルフという仕組みがあるが、それではまずいので相談支援の仕組みを粛々と展開するためにどういう手を打つか。厚労省に聞くと厚労省は、今回は職員を増やしてもらうために、3人増やしてもらえば特別加算がついて4人に増やしてもらえばもっと手当がついて、2人でもプラスアルファで加算が付くんだから1人ではなくて、最低2人の相談支援の職場を作るためにこういう戦略を設けたんだといえます。ですが、複数の相談支援員を持つことで特定加算がつくからと言うが、複数置いてやるほどの単価ではない。ですから、本当に複数の支援員を置けるような相談支援専門員の資格の研修も増やして複数置くにはどうするのか。本当にあの単価で毎月モニタリングをして35人の障がい者をやれるのかどうか色々な問題が出てきます。そこは市も、国の制度に任せるのではなく、かなり戦略をもって取り組んでいかないと民間事業所は苦しい状況ですので、おそらく相談部会でも単価が出てきたので色々な議論をされていると思えますが、PDCAサイクルを回す時に、かなり近々に今作った計画の展開も含めていろんな議論をしていかないといけないと思えますので、委員の言うとおり具体的にどうされていくかということが問われている課題であると思えます。

委員はどうすれば良いと思えますか。相談支援について。

(委員)

まずは1つ、40件を超えて減算される分を市で、何か支援をしていただくと言うのは1つの方法かなと思えます。後は、現実問題としては、兼務の相談員を当法人は置かないと多分今の水準を保持出来ないだろうと現実的にはそう思っています。

(会長)

複数体制は必要ですね。複数体制を置く時のサポートが若干ないと、法人はなかなか踏み切れないと言うところですね。そのサポートをどうするかと言うのは大切な話です。

(委員)

県内のいくつかの市でそういう動きがあるように聞いていますので、是非、他市の状況も含めて検討していただきたい。

(委員)

それからもう1つ、今回の改定で就労Bについては、かなり減収になる状況が起こっています。当法人の就労Bを4ヶ所で、だいたい1年間4百50万の減収です。実は、今回の改定は工賃を沢山お払いさせていただいているところは、減収になる仕組みになっております。月額平均工賃3万円以上あるところは軒並み減収になってきているところです。

(会長)

おかしな話ですよ。アップしないといけないところですよ。

(委員)

そうなんです。アップしなければならぬけれども、アップしたら報酬が減収になって人員配置が出来ないというような、その中でも工夫をなさいと言うことだと思えます。どこも就労系をやっているところは、結構減収になってというところが多いと思います。相談の部分や色んな中心となっている事業が減収されるので、いわゆるそういう事業から補填しながら、何とかしてきた事業はより苦しくなるのかなと思います。

(会長)

生活介護もそうですね。時間のみ換算で、精神の方はそんなに長い時間入れないです。単価が下がってくるところも出てきますね。

(委員)

沢山A型もありますけれどもA型も労働時間なので、しんどくなるA型も多いと思います。

(会長)

今回の単価改定でかなり影響の出る事業所が出て、そこが乗り切って行っていただけるか。事業所がなくなるということは、利用者にとって大変なことです。何とか最低キープしていただいて、アップしなければいけないがキープできないところが出てくると大変ですからね。

後はいかがでしょうか。私が気になっているのは、三重県の方針が分かってないが、大阪府や兵庫県では、この障がい福祉計画と障がい児福祉計画は基本的には、別枠のものとして雛形を作らないといけないとなっています。これで言いますと「第5期伊賀市障がい福祉計画・第1期伊賀市障がい児福祉計画」と言う別枠の形で、中身を章分けではなく別

枠で形を作ると言うのが、大阪府はそういう形で指導しています。三重県がどう指導しているかですが、三重県がこれで良ければいいですけれど聞いておいて下さい。

(事務局)

当初は、会長が言われたように「第5期伊賀市障がい福祉計画・第1期伊賀市障がい児福祉計画」で考えていたが、本来の「障がい者福祉計画」もあり計画自体が複雑になってしまいますので、1つの「障がい福祉計画」として中身を章立てで今回分けて計画を作成しました。

(会長)

三重県がそれで了解しているのであれば問題ないです。

(事務局)

一体的に作成することができるということになっていきますので、第5期につきましてはこのような形で策定します。

(会長)

後はいかがでしょうか。精神の地域包括ですけど、これはもとは精神の方は基本的には市町村ごとの協議会の立ち上げと言うことであつたが出来ない場合は、圏域でもいいと言うことですね。伊賀市くらいのレベルの市町で出来ないというのは、基本的には市町村でと言うことであつたと思う。これもどのくらいの規模のことを想定したのか分かりませんが、もともと圏域で可能であればいいですが。これも三重県に確認してください。

(事務局)

圏域での設置で三重県のヒアリングを終えています。

(会長)

これで案が出てこれから具体的にどうしていくかということについて、更に検討していただければと思います。各委員、若干時間がありますので、他に何かありましたら言うておいていただければと思います。

(委員)

今、社会福祉法人の連絡会で、その中でも大きな問題としているのが介護福祉人材の枯渇、特に看護師が足りない。どこの法人でも困っていて何とかしないといけない。将来足りないことになるというのが大きな課題として上がっています。皆さんのお知恵と言うか何か案があつていただいたら教えていただきたい。

(会長)

大きな課題ですね。おそらく伊賀市の委員会で言いますと、ヘルパー部会が先行して人材発掘、育成のために大きな議論をしていると思いますね。大きな議論で、とても1部会



で議論できるような問題ではなくてももちろん国の政策に関わったり、一方で市とか県がどこまでこれについて関与できるかということについて考えていかないとサービスガイドラインをヘルパー部会でやると言うのもこれは大変な作業です。というのは、サービス、特にヘルパー、ケアワーカーと言うのは、例えば知的、発達、身体、精神と障がいの中身だけを言ってもかなり千差万別です。一般的なガイドラインを作ってしまうと、「これは国がこんな法律をこう書いてあります」「県がこういう目標を作っています」「市町村はこんな」という一般論で終わってしまう。具体的に必要なことで意思決定支援をどうしていくか。本当に本人の思いをどこまで、どう踏まえた支援をしていくのかという大事なガイドラインはできないですね。むしろそっちの方が大事なところですね。そういう思いと、今いる人をどうレベルアップしていくかという問題と、人は足りないわけだからドンドンと人を引っ張り込むという戦力をどう練るかというところの議論が両方とも上手にやっていると今いる人をバージョンアップして辞めないようにする一方で足りない人を埋める。何故かと言うと埋めないと、今いる人が過重労働になり悪循環となる。そうならないためにどうしたらいいか。今、現場でご苦労されていると思いますけれども、どうされているのかお話しただけませんか。

(委員)

どうしているかではなくて、やはり医療的ケアが必要な場合、看護師の配置が必要で確保する場合に、病院、老人に比べた場合にやはり求心力が障がい福祉の場合、弱いという部分があります。それから資金の面を考えた場合も、やはり沢山の報酬を払えないと言う中でなかなか手を出せないというところが多い。それから先程言われました共生サービスですけれども、これについても報酬単価が基準該当に相当するため非常に安いと思いますので、なかなか老人のサービスの方に基準該当のサービスを行ってもらえないという部分があります。ですから、そこら辺も考えていかないといけないと思います。またどこでもそうだと思いますが高齢化する障がい者の受け入れを考えた場合、共生型というのは意味があると思いますが人員配置が必要であれば、そういう報酬単価が必要であると思います。

しかし、障がいと介護保険とリンクした形の計画というのもこの中に反映していくと、障がい施設で提供するサービスだけでなく、介護保険計画の中で反映される部分もあると思う。共通した本当に共生サービス、共生した計画と言うのが必要だなと思います。1つだけの案、障がい施策だけを見ると不足しているということになるんですけど、介護保険計画と2つ照らし合わせるとそこまで不足していないのかな。そういったところを、伊賀市の方でリンクした形の検討をすると良いと思います。

(会長)

委員のおっしゃる通りで結局、今回、介護保険の方で共生型サービスが出来る仕組みを作るのは、単価を下げずに何とかやれるという戦略です。完璧にやっても基準該当以外でも一般的な単価でいく。ところが介護保険そのものの単価と障がいの単価のまだ若干の違いがあるから結局、介護保険の事業所は、障がいの方に重きがあるのかと言うと色々なことを考えると思う。国はおそらく最終平準化するために今回かなり単価をいじってきた。おそらくこの3年とか6年後には単価はかなり横並びでフラットになる。障がい特有のサ

ービス以外のよく似たものは全部横並びの単価にしてくると思う。それは障がいにとって望ましいとは言いにくいところもある。高齢者とは違う大変なニーズ、サービスを必要とされる方が多いから単価を一緒にして我々やれるのかという問題もありますよね。人を育てると言うところで今、委員のところは職員は足りていますか。

(委員)

やはり看護師の募集が難しいです。だから普通、生活介護の事業所においては1と言うことで常勤ではないので、1という確保は出来ているけれども、常勤配置1というのはなかなか難しい。定員も少ない中で、そういった中で意識付けが落ちていったらリスクも出てくる。うちの場合は多機能ですので生活介護というのは人数が少ない中でやっているとはやはり医療的な配慮が必要、例えば入浴であれば必ず看護師が必要となる。看護師の求人も出そうと思うけれどもやはりそれに似合う報酬単価が必要となる。

(会長)

それは何か戦略が要りますね。共同で何か配置するため市も入っていただいて看護師さんをどういう風にきっちり確保するかと言うのは戦略がいると思いますね。またしっかりと戦略を考えておいてくださいお願いします。

(事務局)

この地域の医療・福祉資源と言うのはご案内のとおりですが、養成するところも無いわけではありませんが外へ出て行ってしまう。もう1つは、子育てが終わって同じ世界に戻ってくるかと言うとなかなか難しい。考えていかなければいけないのは、看護師にしか出来ないことに特化していくべき、法律の範囲の中ですけれども、看護師以外にもできることと言うのは違う人にやっていただくとかいったことがそれぞれの事業所で進まないと思って出来てこないと思います。ただそれでどうなるのかという人と探してこいと言う方が現実的なものかもしれませんが。

(会長)

看護も厳しいけれどもネットを見ると看護師の本音として子どもを生んで保育所がない。保育所がないならなくていい、あれば直ぐに常勤で行かないと行けなくなるからと保育所がなければ非常勤で仕事出来る。子どもを生んで直ぐに戻りたくないという意見も書いてありました。やはり看護の現場も非常にシビアなんだと読んでいましたが、彼女らをどんな風に福祉の現場に誘い込むかと言うのはやはり戦略が必要です。これからこういった問題はよく考えていただけたらと思います。深刻な問題ですね。

では、もう1つ事項3の29年度の実績報告について事務局お願いします。

## 事項

3 第3次伊賀市障がい者福祉計画の平成29年度事業実績（見込）について

(事務局)

◎第3次伊賀市障がい者福祉計画の平成29年度事業実績シート …【資料6】

今年度は、計画策定がありましたので本会議開催が2月となりました。そのため1月末現在の実績見込みでの報告となります。改めて30年度の協議会におきましてきちんとした実績で報告させていただきます。

実績見込の達成率は、概ね100%以上実施「AA」、100%実施「A」となっていますが、その中で達成率「D」「E」の低いものについて説明させていただきます。

(会長)

気になるのは11頁の33番の発達に関する保護者等の理解の推進にDが付いている。

(事務局)

こちらは、こども未来課の事業計画になりまして、依頼に応じて講演等を実施すると言うことで依頼が7件しかなかったと言うことです。依頼があったものは実施しているのですが、昨年度13回と言うことで昨年度より多い目標を設定していただいたが、実際にはご依頼によるものは今回の実績で留まっています。

(会長)

こういう研修や講演と言うのはありますよと言うのは、啓発とか宣伝がきちんと出来てなかったと言うことですね。使ってほしいですね。

(会長)

避難所マニュアルは結構大変なのは、一般の避難所と福祉避難所は状況が違いますので、福祉避難所についてどのレベルをどう求めるかということについては、かなり慎重にニーズを踏まえてやっていただかないといけません。

(委員)

福祉避難所についての問題定義ですけれども、社会福祉法人も一緒になって作成していただきたい。

(会長)

もちろんですね。一緒にやっていただかないと利用者があるのに避難所になっているところが多いですね。利用者が使っていて、それ以外にどれだけの人が使えるのか本当にできるのかと言うのを具体的にリアリティのあるものを作っておかないと本当に起こった時にとんでもないことになると思いますのでイメージを踏まえてやっていただきたい。ありがとうございました。これで終了としたいと思います。その他はありますか。

(事務局)

その他は事務局からはありません。

(委員)

事業実績シート16頁41番の優先調達の推進ですけれども、今年度については変わらな

いと思うんですが、この内の結構な割合を当事業所が指定管理でさせていただいている金額が入らせていただいていると思うんですが。来年から今、指定管理させていただいているお仕事の本庁の方に戻してやられるということなので、おそらく半分以上実績が減額となるはずですので、優先調達の推進につきましては少し色々と障がい福祉課からも他の仕事を色々とお声かけしていただけたらありがたいなという風に思います。

(会長)

今やっている仕事に戻っちゃって来なくなるということですね。

(委員)

そうですね。そんな風に打診いただきました。

(会長)

むしろ増やしていく目標なので、増やしていく方向で戦略を考えていかないといけないですね。事務局よろしくお願いします。

(会長)

その他に何かよろしいですか。何も無ければ今回はこれで終了します。

(事務局)

ありがとうございました。本日、委員の皆様からたくさんご意見、検討課題もいただきましたので、今後検討していきたいと思います。それをもとに障がい者福祉計画を推進して行きたいと思います。第5期障がい福祉計画については、2月20日の議員全員協議会に報告をさせていただきます。

なお、本協議会委員の皆様については、平成30年3月31日をもって任期満了となります。改めて、各関係機関に、平成30年度からの委員推薦をいただくようご案内をさせていただきますのでご協力をお願いいたします。本日は、大変ありがとうございました。